

企業交際費等の対策はいかに？

佐藤 達夫 (さとう たつお)

東北税理士会 郡山支部
税理士



一年も早いもので、もう師走ですね。

お歳暮や忘年会そして年始や新年会と年末年始は何かとお付き合いや出費の機会も多いと思います。そこで今回は、その公私混同されやすく、また、その区分が難しいといわれる交際費について取り上げました。

まず、法人税の交際費課税となった背景を見てみましょう。

交際費課税は、昭和29年に時限措置という形で創設され、その適用期限を延長し又、十数回の改正があり50数年が経過しています。創設当時は、役員や使用人に対する旅費・交際費等の支給や、事業関係者が必要を超えた接待をする風潮が「社用族」という言葉を生みました。そこで、税制調査会の答申により、その状況に対する社会的批判を重視し、法人の交際費等の濫費を抑制し、経済の発展に資するため交際費課税（当時は、資本金500万円以上の法人で、一定限度を超えた部分の2分の1が損金不算入でした）を創設しました。

私も税理士受験では、交際費の損金不算入制度の主旨は、冗費の節約並びに資本の充実にあると学んだものです。

簡単に言えば、『無駄遣いを無くし、会社を強くしましょう』ということです。

それでは、企業交際費にかかわるものの一部分を、Q & Aの形式で見えていきます。

〔質問1〕

そもそも企業交際費は、どれ程使われているのですか？



〔回答〕

国税庁の会社標本調査結果（平成18年度）によれば、企業交際費等の支出額は、3兆6,314億円で、営業収入金額10万円当たりの交際費等は、235円となっています。

企業交際費等の支出額がピークといわれる平成4年は、6兆2,078億円ですので、その時代の景

気の状況が窺えます。

1社あたり平均支出額は1,678千円ですが、資本金階級別にみれば、資本金1,000万円未満の会社で1社あたり平均支出額が664千円、資本金1,000万円以上5,000万円未満の会社で1社あたり平均支出額が1,459千円、資本金5,000万円以上1億円未満の会社で1社あたり平均支出額が6,988千円となっています。

ちなみに、その前年の平成17年度は、資本金階級別にそれぞれ531千円、1,256千円、4,199千円ですから、大きく変動するものですね。

〔質問2〕

交際費は、全額が経費となるわけではないと聞いたのですが？

〔回答〕

交際費等の損金不算入制度は、期末資本金額が1億円以下の法人は年間、一定金額（400万円）に対して一定割合（90%）までは損金算入が認められておりますが、1億円超の法人は支出額の全額が損金不算入となります。

つまり交際費等と判定されてしまうと、法人所得の計算に必ず絡んでくることになります。

〔質問3〕

交際費等判定の考え方について教えてください。

〔回答〕

交際費等の課税の特例（租税特別措置法第61条の4）を見ますと、交際費等の損金不算入の対象となる交際費等とは、

- ① 交際費、接待費、機密費その他の費用で、
 - ② 法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対して
 - ③ 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為の為に支出する費用
- をいうものとされています。

具体的な裁判事例でも、交際費等に該当するかの判定を、上記①から③についてそれぞれ「支出の目的」、「支出の相手方」、「行為の形態」の3要件としてあげています。



その中で中心となるのは、「誰（事業関係者）に、何の目的をもってその支出がなされたか」。

そして、「それが事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためのものであるか」の視点から判断をしていくということになります。

簡単に言えば、『相手の歓心を買うための支出』つまり、見返りを期待して支出する費用は、交際費ということです。

〔質問4〕

交際費といえば、一般的な得意先との関係での支出と考えて良いですか？

〔回答〕

税法上の交際費等は、一般社会通念上の交際費よりずっと広いものとなっています。

つまり費用に経理した科目名にかかわらず実質的に判断します。

例えば、接待の相手方の送迎に要したタクシー代等も、接待に付随する支出した費用と考え交際費等に含まれるのです。

又、相手先とは、直接関係のある得意先や仕入先に限らず、間接的にその法人に利害関係のある者やその法人の役員・使用人、株主等が含まれます。

〔質問5〕

交際費等から除かれる費用はどんなものですか？

〔回答〕

まず、交際費等から除かれる費用として、福利厚生費・小額広告宣伝費・会議費・取材費・少額飲食費などが列挙されています。

さらに、交際費等の類似費用として、寄付金・売上割戻し・販売奨励金・広告宣伝費・福利厚生費・給与などがあります。

わずかですが、交際費等から除かれる類似費用を列挙してみましたので、参考にして下さい。

- ① 寄付金（事業に直接関係ない者に対する贈与）：金銭での贈与で、社会事業団体や神社祭礼の寄贈金（寄付金の損金算入限度計算があり



ます)。

- ② 売上割戻しの費用：売上高に比例するなど一定の基準による売上割戻し等の金銭での支出又は、事業用資産や小額物品の交付。
- ③ 情報提供料等の支出：情報提供を業としてない者に対して、役務の内容や一定の基準に基づく契約など、正当な取引の対価としての費用。
- ④ 広告宣伝的効果を意図する費用：不特定多数で最終消費者の一般消費者を対象とする広告宣伝費用。例えば、メーカー・卸業者が行う抽選による旅行・観劇等へ招待する食事・交通宿泊・観劇費など。小売店が一般消費者に対し行う景品の販売。製造業者がする見本・試供品の提供や試飲・試食の費用。
- ⑤ 福利厚生などの費用：社内の記念祝賀会、もっぱら従業員の慰安のために行われる旅行や運動会などの社内行事で通常要する費用、従業員の慶弔関係の支出。いずれも各従業員間の機会均等と公平さが要求されています。
- ⑥ 給与など従業員に対して支給される費用：常時給与される昼食等の費用（給与の非課税があります）。自社製品の原価以下で販売した場合の給与部分。

同様のもので、会議費や飲食費に関しては、下記で詳しく見てみます。

〔質問6〕

会議費として区分できる支出について教えてください。

〔回答〕

会議の実態を備えている、①来客との商談や打合せの費用であり、②通常供与される昼食程度を超えない飲食物の接待費用で、③社内又は通常会議を行う場所で行い、④酒類はビール1本程度に軽めであれば、会議費等として交際費等と区分することが出来ます。

〔質問7〕

飲食費は全てが交際費となりますか？

〔回答〕

上記の会議費等の区分以外のもので、例えば、大食いやグルメの番組で提供される食事は、どうでしょう？ それは取材費とすべきですね。つまり、その飲食の主旨・目的から判断されることとなります。

〔質問8〕

小額な飲食費についても交際費となりますか？

〔回答〕

平成18年度の税制改正により、1人あたり5,000円以下の飲食費で、一定事項の記載のある書類保存を条件に、交際費の範囲から除外されることになりました。

それをチャートで見ると、

- ① 飲食等の費用（金額の多寡を問いません）
- ⇒ ② 交際費等に該当するもの ⇒ ③ 社外の者に対する費用 ⇒ ④ 1軒・1人当たり5,000

円以下 ⇒ ⑤記載書類保存 ⇒ 交際費等から除外 となります。

又、従来から交際費等に該当しないこととされている会議費等については、1人当たりの5,000円基準がありませんので、その会議費等に該当するものであれば全額損金処理となります。

なお、飲食費などを除く交際費等に当たる支出については、原則として金額の多寡には関係なく、1回の支払金額が小額であるからとの理由で、交際費等に含めることを漏れないように注意して下さい。

〔質問9〕

費用の経理した科目にとらわれず、実質判断するとありましたが注意することを教えてください。

〔回答〕

固定資産の取得価額に含まれている交際費等、又は仮払金、前払金などとして経理されている交際費であっても、接待などの事実のあった事業年度の交際費等の額に含めなければなりません。経費で落としてないのにと混乱しそうですが、注意しなければなりません。

(なお、その二重の損金不算入部分に対して税務調整があります)

〔質問10〕

お歳暮に得意先に商品券を配りましたが、領収書さえ保存すれば問題はありませんか？

〔回答〕

支出の証しである領収書の保存だけでは不十分といえます。つまり、商品券は税法上金銭等価物(お金と同じ)として扱われるので、その配布先を記録しておく必要があります。

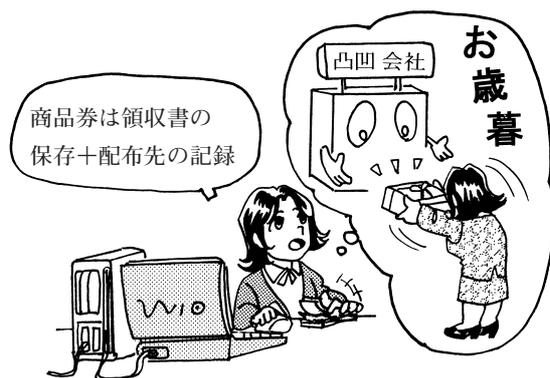
一方、その渡し先又は金額の過多によっては、別の課税関係が発生する場合があります。

〔質問11〕

交際費等の計算上、他の法令との関係で注意するものがありますか？

〔回答〕

消費税の経理処理で、いわゆる税込み経理処理



をしている場合は、消費税額等を含めた金額が交際費等の損金不算入額の対象となります。

〔質問12〕

交際費等の対策は？

〔回答〕

交際費はいわゆる管理ができる費用で、減らそうと思えば減らすことのできる費用であることを認識すべきです。その上で、最小の費用で最大の効果をあげるといふ企業経営の原則のもとに、交際費等も生きた使い方をすべく、税負担を含めた予算管理をすることも重要です。

さらに、上記で述べた類似費用との区分のように、一口に交際費といっても、これらの経理処理区分は細かい知識が要求され、地道な作業ですが、その経費と明瞭に区分して処理していくことも、交際費の節税対策といえます。

塵も積もれば…の精神ですね。

そんなところで、『企業交際費等の対策はいかに?』を終えます。

御社にとって、来年も更なる飛躍の年でありますように！

